

## 富山家庭裁判所委員会（第20回）議事概要

### 1 開催日時

平成24年12月14日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

富山家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### 【委員】（五十音順，敬称略）

青島明生，浅野朱実，稲垣俊夫，江畑賢一，大野聡一，河井真紀子，櫛橋直幸，眞田寿彦，三上貞則，水谷正俊

#### 【説明者】

安藤首席家裁調査官，田村次席家裁調査官，林首席書記官

（事務担当者）

長谷川事務局長，橋本総務課長，川崎総務課課長補佐，尾間庶務係長

### 4 進行次第

#### (1) 委員長の挨拶

#### (2) 議事

「子どもを巡る紛争解決に向けた家庭裁判所の取組（面会交流）について」

#### ア 説明

面会交流制度について

#### イ DVDの視聴

DVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」（最高裁判所作成）のうち，面会交流部分の視聴

#### ウ 施設見学

面接室及び調停室

#### エ 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

(3) 次回テーマ

「少年事件における被害者への対応について」

(4) 次回開催期日

平成25年6月28日（金）午後1時30分

以上

(別紙)

### 質疑応答及び意見交換

(○委員 ●説明者)

- 監護親が再婚した場合、子どもと非監護親との面会交流を断ることはできるのか。
- 子どもの福祉を考えると、特別の事情がない限り、監護親が再婚したことを理由に面会交流を制限することはないと思われる。
- 非監護親が子どもに直接、手紙やメールを送ったことで、トラブルが生じることはないのか。
- 実際にそのような事例があるので、裁判所は、調停などを通じて、例えば、非監護親の手紙は、監護親を経由して子どもに渡すとか、電話は監護親のいるところとするなどのルールを取り決めるように調整している。
- 面会交流を慎重に検討すべきケースの一つとして、非監護親が子どもを虐待する危険性の高い場合が考えられるが、非監護親が子どもを虐待しないと主張している場合、どのように対処しているのか。
- 虐待を受けた側と非監護親の言い分は食い違うことがあり、実態がどうであったのかを慎重に判断する必要がある。また、非監護親から話を聞いて、改心しているかどうかを見極めている。試行的面会交流で、子どもが怯えていたり、隠れたりするようであれば、非監護親に面会交流を認めることは難しい。
- 最初から子どもと直接会わせることが難しい場合には、まずは電話やメールなどの間接的な面会交流を実施して、次第に直接的な面会交流へつなげていくことも考えられる。
- 今日視聴したDVD（子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならぬこと）は、内容的にも良いので、親だけではなく、県民全員に見てもらいたいと感じた。DVDを見て、親としての行動を理解してもらう必要がある。子どもに会いたければ、親として自分も成長しなければならないことを世の中に伝え

ていく必要がある。

- 子どもが面会交流を強く拒否しているケースでは、監護親が子どもにそのように言わせているというケースもあるのではないか。裁判所は、子どもが面会交流を本心から拒否しているかどうかをどのように判断するのか。
- 小学校高学年以上の子どもであれば、会いたくない理由を客観的に説明してくれるが、6歳から10歳頃までの子どもは、子どもの本心や監護親の影響の強弱を判断することが難しい。家裁調査官としては、子どもが監護親の影響をどの程度受けているのかを、いろいろな角度から見ている。また、子どもから話を聞くときは、話しやすいようなシチュエーションを考えている。
- 子どもが面会交流を強く拒否する場合、子どもから話を聞いて、誤解があれば誤解を解くように努力をしている。また、一つの事象についていろいろな解釈が成り立つのであれば、こういう解釈もできるのではないかと提示して、子どもの心情を和らげたりしている。逆に、客観的な支障がある場合は、その支障を除去できるかどうかを考えている。
- 面会交流が大切な理由の一つとして、監護親に病気や事故など万が一のことがあった場合は、非監護親が監護親になる立場であることが挙げられる。

DV（配偶者間暴力）事案では、インターネットを利用したビデオ通話を活用する方法が考えられる。また、公的な機関など第三者的な機関が面会交流を行う場所を提供してくれるのであれば、安心して面会交流ができると思う。
- DVの被害者には、元の配偶者に住所を知られずに暮らしている方もいるが、子どもと非監護親が会うことにより、住所や学校を知られてしまうのではないかと不安を感じている。裁判所の施設で試行的面会交流が行われるのであれば、そうした不安はないと思うが、それ以外の場所での面会交流には不安が残る。
- 監護親の再婚相手が子どもを虐待するケースがある。そうしたケースでは、面会交流を通じて、子どもが非監護親に助けを求めることができる。面会交流をしていなければ、虐待を受けていても、非監護親に助けを求めることができ

ない。

- 裁判所であれば面会交流に応じてもよいが、それ以外の場所では応じられないという方も多い。しかし、裁判所としては、調停成立で事件が終局になれば、その後は制度的に関与できないので、円滑な面会交流を続けていくためには、第三者のもとで面会交流ができるようにつなげていくことが必要である。
- 面会交流や監護親、非監護親などの言葉は難しくて分かりにくい。同居している親、同居していない親など、もっと別の言い方ができるのではないか。調停制度も一般の人は理解していないのではないか。
- 面会交流などの言葉に慣れていないのは、広報不足が原因である。裁判所は、調停制度や面会交流制度などについて、県民にもっとPRすべきである。
- 親の離婚を知ることができたり、子どもの変化に一番気付きやすいのは学校の先生だと思う。先生に面会交流制度などを周知していけば、子どもにとっても先生にとってもプラスなのではないか。